

## 令和4年度 第7回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年10月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会の開催にあたり 農地保全センター 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 藏	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	東	古 宮 輝 美	八坂	宮 原 宣太郎
護江	村 井 新 平	中	小 野 弘 文		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 30号	農地法第3条の申請について
議案第 31号	農地法第4条の申請について
議案第 32号	農地法第5条の申請について
議案第 33号	非農地証明願いについて
議案第 34号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 35号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 36号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 4号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和4年度第7回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	( 9時35分 : 開始 )
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第30号から議案第36号までの7議案21件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第30号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番と2番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第30号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があつたのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番及び番号2番は譲受人が同一のため、一括して説明します。 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED] 歳、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED] 歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳・現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m <sup>2</sup> 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m <sup>2</sup> です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 続いて、番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]歳。譲受人は、番号1番と同様です。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳・現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m <sup>2</sup> 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m <sup>2</sup> です。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番と2番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	9月21日[REDACTED] 農業委員と事務局職員2名と私と[REDACTED]と計5名で現地確認に行ってまいりました。最初の申請地は[REDACTED]で、小さな土地ですが[REDACTED]を置いており、人に貸しているとのことです。このまま設置ということで、現状は草刈り管理されておりきれいにしていますので、土地的には問題ないと思います。 次の申請地は[REDACTED]の住宅地の中にあり、現状は田ですが、道路がないのでほかに使いようがないという事です。親子間の贈与なので問題ないと思います。 次です。こちらは[REDACTED]の山間の土地です。ここは畑で、趣味で使っている土地です。柿やカボスなど色々なものが植えています。ここも、現状そのまま、親子間の贈与という事なので問題ないと思います。あと、下の[REDACTED]さんからの譲り受けの土地ですが、上の[REDACTED]の土地の奥になります。これもほぼ同じような感じの趣味で作っているようです。相手方の要望という事なので、問題ないと思います。
議長	1番と2番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 委員が報告した通りです。2番の土地は[REDACTED]さんの隣の土地でして何にも問題はないかと

	思いますので、審議よろしくお願ひします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>番号1番につきましては、譲渡人と譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。なお、譲渡人と譲受人は親子の関係となります。</p> <p>続いて、番号2番です。</p> <p>県外に在住し、農地の管理が困難な譲渡人と、譲受人との間で、売買の話がまとまりました。</p> <p>許可後の栽培作物として、カボス等の果樹を考えているとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番及び2番です。特に不許可の要件にひつかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第30号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第30号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第30号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第31号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の田邊です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>「議案第31号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>。申請内容、農地嵩上として。申請理由、平成21年に市道として土地の一部を提供した残地である。周辺の土地と比べて1m程低く水もたまりやすいため、周辺で行う予定の公共工事、ため池の改修工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を1mほど嵩上げしたい。こちらは第3種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。

■委員	9月20日、■農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。位置図1並びに2をご覧下さい。 ■の北側に位置しています。■の道路移設工事の際に土地の一部を市に提供した際の残地で、周辺土地より1mほど低いため、公共工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を1m程度嵩上げしたいという申請です。よろしくお願ひします。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	■さんが言いました通りです。何も問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんは平成26年に相続により父から農地を取得し、現在は■で暮らしています。申請地は農地の前所有である父の代の平成21年に、■の道路移設工事の際に土地の一部を市に提供した際の残地で、今回はその残地部分が周辺の土地と比べて1m程低く水も溜まりやすいため、周辺で行う予定の公共工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を1mほど嵩上げするための工事に伴う一時的な転用になります。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種中高層住居専用地域に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。</p> <p>土地の嵩上後は、カボス等の果樹を植えて畑として管理するということですので、工事期間中のみの一時的な転用であることから、農業振興地域からの除外については不要となります。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、東側は■及び■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、周辺に農地はないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■m<sup>2</sup>に、周辺で行う予定の公共工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を1mほど嵩上げする計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年11月1日から令和4年12月31日までの約2か月を予定しており、杵築市建設課及び日出水利耕地事務所との協議も済ませていることから転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、北側の市道側溝へ接続する予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、公共工事の残土を受け入れて土地の嵩上を行うため、費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第31号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第31号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第31号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第32号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番と2番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>「議案第32号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番と2番につきましては関連性がありますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、番号2番になります。申請人、土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>。申請内容、貸駐車場用地として。申請理由、現在の貸駐車場が満車になることがあるため、申請地に貸駐車場を設置して収容台数を増やしたい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番と2番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
委員	<p>申請地は[REDACTED]から降り、右側になります。県道と市道に挟まれた長い三角形の土地です。私の知る限りでは20年から30年ほど耕作していないと思います。先ほど説明のあった通り、[REDACTED]さんは[REDACTED]に[REDACTED]駐車場を持っているわけですが、利用者が多いということです。申請地が周辺の道路より低いため、土を入れて砂利仕上げで駐車場およそ[REDACTED]台分を確保したいという事です。排水につきましては、北側の後ろの方の用水路がついていますのでそこに流したいという事です。これに関しては杵築市の建設課並びに地元の区長さんの許可を得ていますので、問題ないと思われます。</p> <p>次に、[REDACTED]さんの土地ですが、これも隣接した土地ですので、合わせて駐車場にしたいという事です。ご審議よろしく願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番と2番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	[REDACTED]推進委員が言われた通り問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の[REDACTED]さんの職業は[REDACTED]で、[REDACTED]で貸駐車場を経営しています。転用の目的は、現在の貸駐車場約[REDACTED]台が満車になることがあるため、申請地に貸駐車場を設置して収容台数を[REDACTED]台規模まで増やすことです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならなければなりません。申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、[REDACTED]から近く利便性が高いこと、十分な面積が確</p>

	<p>保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、東側は■及び■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、貸駐車場への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■m<sup>2</sup>に普通車■台、軽自動車■台、計■台の貸駐車場を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31日までの約5か月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、土地を北側に下るように勾配をつけ、北側の既存側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>また、土地全体が周辺の県道及び市道と比べて低いため、土地全体を60cmほど嵩上げして県道及び市道と同じレベルに合わせる計画であり、杵築市小規模たい積許可申請書を企画財政課に提出済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m<sup>2</sup>合計1筆の■m<sup>2</sup>。申請内容、一般住宅として。申請理由、息子の転勤に伴い、息子の職場近くの申請地に住宅を建築し移住したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■農地委員より説明願います。
■委員	<p>9月22日事務局職員2名と■農業委員と現地確認へ行ってまいりました。簡単に説明しますと、■の前の■を100mほど■方面へ行った信号を右に入って、地図の矢印の位置にいきます。そこの矢印から道なりにいったところが申請地です。この申請地の所有者は■さん、転用者は■さんです。この場所に住宅を建てようとして、購入するようです。よろしくお願ひします。</p>
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
委員	■委員が説明した通りでございます。ご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんは現在、■のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、息子の転勤に伴い、息子の職場近くの申請地に住宅を建築し移住することです。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成17年8月頃に転用許可を得ることなく、土地の形状を明確にするために、擁壁の設置及び土地の造成を行ってしま</p>

	<p>ったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、息子の転勤先の職場から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、東側は■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m<sup>2</sup>に、建築面積■m<sup>2</sup>、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和4年12月1日から令和5年8月31日までの約9ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内ともに北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で貯うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	この分でもう少し補足してもらいます。今の3番です。地番■とありますが、この部分につきまして事務局から補足してもらいます。
事務局	農業委員会事務局の■です。本日もよろしくお願い致します。簡単に説明させていただきます。図面の転用6ページに今回の申請地があります。その中の申請地が■+■と書いております。このような記載の場合は、今回の■番と■番のように、境界が不明な場合に使われることが多いです。
	以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m <sup>2</sup> 、合計■筆■m <sup>2</sup> 。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族■人でアパート暮らしであるが、手狭になつたため、実家近隣の父が所有する申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。
	以上です。
議長	4番について、■農地委員より説明願います。
委員	場所的には、■の横の旧道にございます。信号から150mのところに主に家を建てるという事です。排水等につきましては市役所と話しながら許可を得てようですし、南側に田を耕作している方との話し合いも出来ているようですので、何ら問題ないと思われます。ご検討よろしくお願ひします。
議長	4番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。

委員	農地委員の申した通り、間違いありません。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんの職業は■で、現在は杵築市内のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、父が所有する申請地に住宅を建築し居住することです。父である■さんと息子である■さんとの間で無償での土地使用貸借契約を結びます。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならぬか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、東側は■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m<sup>2</sup>に、建築面積■m<sup>2</sup>、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和4年12月20日から令和5年5月31日までの約5か月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水とともに申請地北東側にある枠を経由して北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資見込証明が添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第32号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第32号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第32号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第33号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 「議案第33号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提

	<p>出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、父が高齢のため平成10年から耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂ってしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
委員	<p>申請地は[REDACTED]地区の[REDACTED]の右、山手の方へ100mほど行ったところです。[REDACTED]もあり、そこから1mくらいあがった場所になります。[REDACTED]さんは農家で50aくらいやっていますが、色々と忙しく、お父さんが亡くなられてからなかなか手が付けられていないようで、今回の非農地申請となりました。よろしくお願ひ致します。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	[REDACTED]農地委員が言った通りでございます。よろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。現地を9月21日に、[REDACTED]農地委員、[REDACTED]農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成21年7月に相続により申請地を取得しています。父が高齢のため平成10年から耕作を断念し、相続時点では雑木や雑草が生い茂っていたとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に売却し現状のまま管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>です。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成3年に車庫及び倉庫を建築してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	<p>9月21日 [REDACTED] 農業委員と事務局職員2名と現地確認を行いました。申請地は事務局が申し上げた通り [REDACTED] の [REDACTED] にあります。[REDACTED] の [REDACTED] 信号より左、[REDACTED] の方へ向かって、100m行かない距離にあります。約30年前に、車庫として建築し、2階もつくったら大きなものになつたらしいです。そして、この一筆につきましては、車庫と倉庫という形ですけども、残りの面積につきましては、住宅の一部という事で庭として現在使われているという状態です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	2番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 推進委員と現地確認を行いました。車庫倉庫の建物を建ててしまったという事です。よろしくお願ひします。

	以上です。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。現地を9月21日に、[REDACTED]農地委員、[REDACTED]農業委員と確認しました。申請者は、平成3年7月に近隣の土地所有者との土地の交換により申請地を取得しています。土地を取得した同年の平成3年に申請者が倉庫・物置・一部住宅を建設してしまったことで始末書が添付されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第33号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第33号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第34号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>6ページをご覧ください。</p> <p>「議案第34号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付の杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求めるます。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>です。杵築市空き家バンク登録番号[REDACTED]番。宅地地番杵築市大字[REDACTED]字[REDACTED]、宅地面積は[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
委員	申請地は[REDACTED]の[REDACTED]の向かい側です。杵築市の空き家バンクに登録した土地で、問題ないと思います。よろしくお願ひ致します。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願ひします。
委員	特に問題はないかと思われますのでよろしくお願ひします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。

事務局	<p>空き家に附隨した農地の区域指定については、今回が20回目の案件となります。</p> <p>申請者は、高齢で農地の管理が難しいため、空き家の売却と合わせて、今回の申請となりました。</p> <p>空き家の場所は、図面の3条位置図、規則第17条第2項を適用する区域の星印で囲んでいる場所となります。</p> <p>また、農地の場所は、空き家の近くにあり、農地面積も █ m<sup>2</sup>と、新規就農に際し、適切な面積と考えられることから、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>なお、購入予定者は、市内在住の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第34号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第34号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決します。
議長	次に、「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号10番については、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限に抵触しますので、█委員には退出していただきたいと思います。
	< █ 委員 退出>
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があるので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>所有権の移転です。</p> <p>番号10番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、譲受人、█、█。申請の土地、大字█字█、地番█、地目、█、地積█ m<sup>2</sup>です。借人の経営面積は、田█aです。農地売買等支援事業による公社売渡となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号10番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号10番については、これを承認することに決します。
	< [ ] 委員 入室>
議長	次に、「議案第35号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番から9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>7ページをご覧ください。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。設定期間は[ ]年新規で、借人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]aです。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 工藤利明、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。設定期間は[ ]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。</p> <p>以下同じ借人の場合は、借人の名称・設定期間・経営面積は省略させていただきます。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案書7ページから9ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[ ]筆[ ]m<sup>2</sup>となります。</p> <p>続いて所有権の移転です。</p> <p>番号9番、申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社、譲受人、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。農地売買等支援事業による公社売り渡しとなります。</p> <p>集積計画(案)の総数につきましては、貸し手農家数[ ]戸、借り手農家数[ ]戸。利用権の設定面積[ ]m<sup>2</sup>、所有権の移転面積[ ]m<sup>2</sup>、計[ ]m<sup>2</sup>となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第35号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番から9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番から9番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第36号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書11ページをご覧下さい。</p> <p>「議案第36号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるます。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。</p> <p>借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]。対象農地は、杵築市[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>。</p> <p>続いて、借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]。対象農地は、[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]。対象農地は、[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて、借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]。対象農地は、[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて、借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]。対象農地は、[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細は、次の13ページ以降の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>先ほど審議いただきました7ページから9ページの集積計画（案）において、公社に貸し付けをした2番から8番までの土地を中間管理事業により新たな耕作者に貸し付けする予定の土地の一覧となります。詳細につきましては、利用権設定の審議内容と同じでありますので、説明を省略します。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第36号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第36号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとするご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第4号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>18ページをご覧下さい。</p> <p>「報告第4号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。</p>

	<p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]  [REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地は、番号2番と同様です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第7回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	( 10時30分 : 終了 )